

## 「新宿駅周辺の安全・安心を実現する会」勉強会

平成28年3月24日（木）午後2時00分  
東京都健康プラザハイジア 4階研修室

### 次 第

#### 1 会長あいさつ

#### 2 議 題 等

(1) 「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の一部改正」について

・資料にて説明（「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」）参照

(2) 4月以降の対応について

(3) その他

## 新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 の概要について

### 1 地域団体の責務

客引き行為等防止特定地区を活動の範囲に含む地域団体（安全で安心な地域社会を実現することを活動の目的とする、区長が指定する団体に限る。）は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するよう努めるものとする。

### 2 客引き行為等を用いた営業の禁止

- 飲食店等を営む者は、客引き行為等をした者又はその他の者から紹介を受けて、当該客引きを受けた者を客として当該営業所内に立ち入らせてはならない。
- 飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関して、従業員への指導、監督その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 飲食店等を営む者は、区長に対し、その業務に関して法令の遵守に努め、客引き行為等を「しない、させない、利用しない」旨を約する申出を行うことができる。

### 3 警告及び勧告

- 区長は、客引き行為等防止特定地区において、客引き行為等をしていると認められる者に対し、指導をした場合において、当該指導を受けた者が、更に当該違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為をしてはならない旨の警告をすることができる。
- 区長は、警告を受けた者が、更に当該違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を求める旨の勧告をすることができる。

### 4 立入調査等

区長は、指導、警告又は勧告の措置を行うに当たり必要があると認めるときは、その必要と認める範囲において、違反する行為をした者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係人に対し、質問をさせることができる。

### 5 公表

区長は、勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容等を公表することができる。



# 新宿の高度防災都市化と 安全安心の強化

平成28年3月24日勉強会資料

事業名	客引き行為防止等の防犯活動強化
予算額	59,825千円 (新規) (前年度予算額 0千円)
取材先	区長室危機管理課安全・安心対策担当副参事 嶋田 (電話 03-5273-4236)

## 事業概要

### 客引き行為等に対するパトロール強化 (59,021千円)

#### ■ 客引き行為等防止対策員(警察官OB)の配置

#### ■ パトロール隊業務委託 (年間242日)

客引き防止パトロール・路上喫煙対策

8名体制 (火～土 15:00～22:00)

・路上喫煙者に対する注意指導(美化推進重点地区)

15:00～18:00(2名1班・4個班)

・客引き行為等防止パトロール(客引き行為等防止特定地区)

18:00～22:00(4名1班・2個班)

※交通の妨害になっている放置自転車の整理

### 違反店舗排除の仕組みづくり

#### ■ 区及び区内4警察署長・不動産業界・地域団体との覚書の締結

・官民一体となった施策の推進 ～相互の連携強化

・客引き行為等をさせない繁華街の醸成

・違反店舗の排除

### 客引き行為等撲滅3則の周知 (804千円)

#### ■ 条例改正周知イベントの実施

・キャンペーン ・CM作成 ・周知チラシの作成 等

#### ■ 飲食店舗に対する周知

・飲食店許可申請時、立入調査時等

・チラシ、客引きしない表明・確約の交付

#### ■ 客引きしない宣言店ステッカーの交付

#### 客引き行為等撲滅3則

客引きを

- ① しない
- ② させない
- ③ 利用しない

## 新宿区公共の場所における客引き行為等の防止 に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 改正の趣旨

- 健全な繁華街の実現を目的に、区・警察・地域団体・不動産業者等との協力体制を構築する
- 客引き行為者に対する指導に加え、客引き行為等の違反飲食店舗への対策を強化し、特定地区における客引き行為等を撲滅する

### 期待できる効果

- 客引きの需要の根絶
- 客引きの供給を遮断
- 客引きの撲滅
- 公共の安全確保
- 街のイメージ向上
- 街の活性化

### 地域団体の責務

客引き行為等防止特定地区を活動の範囲に含む地域団体は、客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するよう努めるものとする

### 客引き行為等を用いた営業の禁止

- フリーの客引きから、誘引を受けた者を客として当該営業所内に立ち入らせてはならない
- 客引き行為等の防止に関して、従業員への指導、監督その他必要な措置を講じる
- 客引き行為等撲滅3則 「客引きを①しない②させない③利用しない」の遵守

### 警告及び勧告

- 客引き行為等違反の指導を受けた者が、更に違反行為をしていると認めるとき → **警告**
- 警告を受けた者が、更に違反行為をしていると認めるとき → **勧告**

### 立入調査等

指導、警告又は勧告の措置を行うに当たり、違反する行為をした者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な調査をし、又は関係人に対し、質問をすることができる

### 公表・罰則の流れ



### 店舗場所の提供者への通知

建物等の所有者又は管理者に対し、公表された違反行為に係る事実を通知することができる

### 店舗場所提供者の措置・契約の解除等

土地又は建物を提供する者は、次に掲げる措置を講ずるよう留意しなければならない

- 客引き行為等をしない旨を約させる → **確約書等の提出**
- 客引き行為等した場合の契約の解除 → **特約条項の追加**
- ★上記措置を講じている場合 → **契約の解除  
明渡しの上申入れ**
- 公表の通知

### 公表・過料・両罰規定

#### 公表

- 氏名、住所(法人名、所在地及び代表者の氏名)
- 違反店舗名、店舗の所在地
- 違反行為の内容

#### 過料

次に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 勧告に従わず、特定地区において禁止行為をした者
- 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

#### 両罰規定

その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の過料を科する

### 条例施行日

平成28年4月1日 (罰則は同年6月1日施行)